

平成 30 年 第 5 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年5月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

- 日時
平成30年5月25日（金） 午後3時15分～
- 会議の場所
駒ヶ根市役所 本庁舎2階 大会議室
- 出席した委員（17名）

1 番 小池 慶一	8 番 村上 英登	1 5 番 代田 和美
2 番 赤羽 明人	9 番 下島 琢郎	1 6 番 氣賀澤 道雄
3 番 酒井 一義	1 0 番 堀 敏	1 7 番 小松 由喜一
4 番 井口 英昭	1 1 番 西村 功	1 8 番 春日 利一
5 番 田村 進	1 2 番 上田 佳子	1 9 番 塚澤 豊
6 番 小原 茂幸	1 3 番 宮澤 辰夫	
7 番 齊藤 庄一	1 4 番 塩澤 徳江	
- 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

2 0 番 土屋 澄一	2 2 番 北原 実	2 4 番 宮下 修
2 1 番 米山 茂寿	2 3 番 大沼 昌弘	2 5 番 湯澤 敏幸
- 欠席した委員(2名)

4 番 井口 英昭	1 4 番 塩澤 徳江
-----------	-------------
- 議事録署名委員

1 番 小池 慶一	2 番 赤羽 明人
-----------	-----------
- 議事日程
 - 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
 - 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)
 - 議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)
 - 議案第 28 号 現況証明について
 - 報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規程による転用通知について
- 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟

主 任 出 口 大 悟
主 査 井 上 幸 代

○ 閉会

午後4時05分 閉会

局 長 (竹村 正宣君)

定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年第 5 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長さん、あいさつをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

田んぼの植えつけもなから終わったんで、これだけ温度が上がると活着はいいのかなっていうふうに思うんですが、果樹関係は、凍霜害の被害なかったんですが、どうもこういう陽気のときは少しひょうが降る心配をしなきゃならないのかなと、特に 6 月は非常に危険性が高いんだろというふうに思っております。田植えも終わって、ちょっとひと段落って感じもあるんですが、いずれにしても農作業は大変なんで、温度も高いし、気候には十分気をつけていただきたいなあと思っております。

先ほど J A の総代会が 1 時半からありまして、先ほど行ってきました。そんな関係で、きょう欠席されている委員さんもおろうかと思えますけれども、新しく理事も今度決まります。体制も変わるようです。そんなことで注視をしていけばっていうふうに思っております。

それから、先日、月曜日と火曜日に石川県のかほく市で駒ヶ根市と友好都市の提携式がありました。私も行きましたし、小原委員さんも議員の立場で行かれました。駒ヶ根市から 40 人ほど参りました。災害協定を 5 年前からずっとやっていたんですが、災害協定は二本松とやっていますし、それから磐田市もあります。同じ太平洋側だとか、同じ地区でやると、災害があったときに援助、支援をお互いにできないってということで、そういった協定を結んでおったんですが、駒ヶ根に県の看護大がありまして、かほく市も石川県の看護大があります。それから、心のケアの医療センターも駒ヶ根にあります。そういった類いの医療機関もかほく市にもあります。そんな関係で石川県のかほく市のほうから駒ヶ根市に「友好都市提携ができないか。」という打診があったようです。向こうの油野市長さんと駒ヶ根の市長さん、同じ年なんですね。それも何かの一つの縁かなっていうふうに思っております。いずれにしても、そんなことで行ってまいりました。また、駒ヶ根にもブドウがあるんですが、石川にも石川県にしか出さないブドウっていうのがあって、ルビーロマンっていうんですが、これは毎年、初競りでどんどん値が上がって行って、去年は 1 房 110 万円と、何粒ついているのよという話なんですけど、全部登録をされまして、一旦、もう全部データとして残してあると、毎年何房売って幾らってというのは全部残っているようなんですけれども、そんなものもあって「いや、それはすごいね。」というようなことで、ただ、数はそんなにたくさん出ないようなんですけれども、そんなものがあるということで一目をしてまいりましたけれども、そんな中で、

これから駒ヶ根市とかほく市と、産業あるいは文化、スポーツの中で交流ができていけばいいのかな、そんなふうに思っております。そんなことで行ってきましたんで、ちょっと長くなりましたけれどもお話だけさせていただきます。

きょうは、そんなことで、後、総会と協議会ということで、よろしくお願ひします。一言ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひします。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 10 番 堀敏委員、お願ひします。

10 番 (堀 敏君)

それでは、当番ということなので農業委員会憲章の朗読と会議の前の一言をさせていただきます。

個人的なことなんです、私は趣味と道楽でサクランボ栽培をやっております。今から 13 年前の平成 17 年に、30 年以上都会暮らしをしていましたけれども Uターンをしまして、この駒ヶ根に帰ってまいりました。長年の都会暮らしで疲弊した心身をリフレッシュして、自然環境に恵まれたこの地、この場所でないといけない何かを新たにつくってみたいと、こういう願望を抱いていたときに出会ったのがサクランボでした。団塊の世代の真ただ中で育った環境のせいか、子どものころは、桑の実、シャグミ、アケビ、ノイチゴ等、とにかく実のなるものが大好きで、まさにサクランボは憧れの夢のような果物でした。平成 17 年にサクランボの苗を 3 本植えつけて、13 年たった今では樹幹が直径 30cm くらいまで大きくなり、ことしは季節のめぐりが 1~2 週間早い関係で、例年より早く、これから、もう間もなく収穫の時期に入るかというところでございます。サクランボの大敵は、通称ギャーギャーと呼ばれるムクドリへの対策、それから雨による実割れへの対策が課題になっておりまして、サクランボ農家が皆さんハウス栽培をやっているのは、このためです。

サクランボの生産地ですが、日本の全生産量の 70% 以上を山形県が占めております。山形県の中でも東根市という市がありますけれども、ここが一番最大の産地になっております。この東根市と駒ヶ根市は幾つか共通点がございまして、ともに大きな山脈の麓に開けた町で、市の名称とともに「根」がつくということ、それから気温の温暖差が大きく果実栽培に適していること等から、この駒ヶ根市もサクランボ栽培には適した所ではないかなというふうに思っております。

私がネギの仕事をしております農事組合法人北の原では、昨年から冬場の雇

用対策のためにイチゴ栽培を始めました。イチゴの次は、ぜひサクランボをやってみたらどうかということをご皆さんに今提案しているような状況でございます。ただし、サクランボは、植えてから実が付き収穫できるまでに最低5年はかかります。

以上が私の一言でございます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章の朗読に入ります。(一同起立)

[農業委員会憲章唱和] (一同着席)

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより平成30年5月1日付、告示第2号をもって招集した平成30年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

4番 井口英昭委員、14番 塩澤徳江委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において1番 小池慶一委員、2番 赤羽明人委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら事務局より御説明させていただきます。

それでは議案書の1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページをごらんください。

計画変更-1で示した場所になります。

北割2区、XXXXXXXXXXの南1筆496㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが住宅用地。

変更理由でございますが、当初の計画者は、娘のために住宅を建築すべく住宅用地を購入したが、家族の都合により実家に住むことになり建築しなかった、新たな計画者は、現在XXXXXXXXXXにアパート住まいであり、駒ヶ根の実家近くに

住宅を建築したいというものでございます。

同時に5条申請も出ておりますので、後ほど御説明いたします。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

場所は[]ですが、[]の南、[]の間です。

地図でごらんのように、もう宅地造成がされた一角でありまして、許可年月日が平成6年8月22日ということで、計画の変更ということになります。農地ではありませんので、現状も草っ原になっているということで、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第22号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは議案書の3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

合計1件でございます。

場所につきましては4ページをごらんください。

3-1で表示した場所になります。

中沢区、[]の北東2筆1,808㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが売買。

理由でございますが、譲受人は、自身の会社の周辺である当地を取得し、農業の規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は、自分では耕作することができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

5 番 (田村 進君)

この中割の■■■■さん、4月にもう1件出て許可になっておりますけど、この方、御養子さんで、しばらくこの地になくて、実際に農業もやったことがないという方であります。そういう中で、誰かに譲ってきれいにさせていただきたいと、そういう願いから■■■■さんが受けて耕作してくれるということになりましたので、問題はないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第23号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは議案書5ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

合計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側をごらんください。

4-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の南東1筆291㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが住宅用地。

理由でございますが、申請人は、住宅を建築したことに伴い当地を駐車場用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]と[REDACTED]ありということでございます。

なお、共同所有の計画でありますので、後ほど5条申請もでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては6ページの右側をごらんください。

4-2で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の東1筆6,616㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが薬草・ハーブ園用地。

理由でございますが、申請人は、[REDACTED]での工場見学の一環として薬草・ハーブ園の造園を計画し、造園地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として非代替性で見えております。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1番です。もう一度4-1の地図を見てもらいたいんですけど、この[REDACTED]さんのお宅は、今、もう現在、このちょうど申請した黒い土地の屋敷地内に住宅がもう住宅が建てられております。そして、この屋敷地の周りが、ちょうど今現在畑地になっておりまして、周辺はもう垣根で囲まれている状態であります。また後ほどの議案25号のほうで出てきますけど、そういうような状態で、ここに書いてあるとおり問題はないと思います。

以上です。

11番 (西村 功君)

2番です。[REDACTED]の関係ですけれども、図面を見ていただくように正門のす

ぐ手前の土地になります。

説明にあったように、会社の方針として工場見学の一環として薬草・ハーブ園を造園していくということですので、会社の方針に沿っての整備ということで理解をいたしております。

それから、土地については、土砂の流出の防止、それから雨水処理等がなされております。

そういう計画ですので、さらにまた隣地の方への説明及び理解を得ているということで、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

8 番 (村上 英登君)

2 番の件ですけど、これ地目が原野ってなっているんですけど、この原野でも農地法っていうのは適用されるということなんですか。

主 任 (出口 大悟君)

現況が畑であれば可能ということですので、現在、現況は畑となっております。

8 番 (村上 英登君)

はい。わかりました。

現況が畑だったら農地法……

会 長 (堺澤 豊君)

地目はね、原野でも、現況が畑もしくは水田ならば農地とみなされるんです。

8 番 (村上 英登君)

そういうことなんですか。

会 長 (堺澤 豊君)

そうです。

よろしいですか。

8 番 (村上 英登君)

はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに質問、御意見。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 24 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら、議案書の 7 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

全部で 6 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 9 ページの左側をごらんください。

5-1 で表示した場所になります。
北割 1 区、XXXXXXXXXX の北東 1 筆 251 m²になります。
7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が 1 棟。
理由でございますが、借受人は、現在妻の実家に仮住まいしているが、子どもの成長に伴い手狭になってきており、父親所有の宅地に住宅の建築を計画し、必要な面積を確保するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXありということでございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 9 ページ右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。
北割 1 区、XXXXXXXXXX の東 2 筆 616 m²になります。
7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が 1 棟。
理由でございますが、譲受人は、現在アパート住まいであり、住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は耕作ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

ります。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■
■■■■ありということでございます。

続きまして3番目の案件ですけれども、場所につきましては10ページの左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

こちら、先ほど4条申請の際に御説明した共同申請の分になります。

北割1区、■■■■の南東1筆291㎡になります。

7ページにお戻りください。

理由でございますが、借受人は、親の所有する土地を借り受け当地を駐車場用地として使用したい、貸付人は息子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております、農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

続きまして4番となりますが、場所につきましては10ページの右側をごらんください。

5-4で表示した場所になります。

北割1区、■■■■の南東1筆1,903㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が7棟。

理由でございますが、譲受人は、東西のアルプスの眺望もよく、申請地が建売住宅地に最適と考え、当地を取得したい、譲渡人は、3世帯住宅の新築資金に充てるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■
■■■■ありということでございます。

続きまして5番となりますが、場所につきましては11ページの左側をごらんください。

先ほど計画変更で説明した件の5条申請になります。

5-5で表示した場所になります。

北割2区、■■■■の南1筆496㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、譲受人は、現在■■■■のアパート住まいであるが、

駒ヶ根市の実家の近くに住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は、家庭の事情により不用となり管理が困難な当地を売り渡したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成6年7月27日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして議案書の8ページをごらんください。

続いて6番となりますが、場所につきましては11ページの右側をごらんください。

5-6で表示した場所になります。

中割区、 の南西1筆316㎡になります。

8ページにお戻りください。

理由でございますが、借受人は、現在賃貸アパートに住んでいるが、将来的に駒ヶ根市定住を考えており、貸付人である父所有の申請地へ住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は家族が増えることを考慮して借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上6件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番から順次お願いをします。

7 番 (齊藤 庄一君)

それでは、まず1番。これは、小字名は になりますけれど、親子の関係で、備考欄に書いてあるとおりで、住宅を建てたいということで、こういう話になっております。これについては、別段問題はないと思います。

2番目。 さんのうちは、ちょうどアクセス道路沿いの さんの北側のところになりますけれど、もう周りに住宅、アパートが建ち始めていて、 さんも、定年退職した後、余り体の調子がよくないような形で見たいです。これも、一応問題はないと思います。

それから3番目。これは、先ほど24号の件で出てきましたところですが、駐車場にしたいということでもあります。そして、これも先ほど許可を得まして、これも問題はないと思います。

それから4番目。これは、住宅を さんのお宅で建てたわけですけど、

その元金として田んぼを売却して資金にしたいということで、5-4の田んぼを1枚、農転申請を申請いたしました。備考欄に書いてあるんですけど、この下の土地の農地のところの線の範囲をこれで果たして農地を管理できるかどうかというので、譲受人の譲り受けた[]さんに、この農地で、これが実際に管理できるかどうかというので、もう一度確認させてもらったら、この下に管理ぼたをつくるということで、それで一応、私のほうとしても、それだったら農地も管理できるんじゃないかっていうので、一応許可っていうか、問題はないんじゃないかなっていうので話をしました。4番目も、こういう状態ですけど、問題はないんじゃないかっていうところですよ。

以上です。

6 番 (小原 茂幸君)

5番目ですが、これは一番最初に説明させていただきました []の南側、[]との間で、もう平成6年の7月に農振除外になっておりますが、周りにはもうすべて宅地化されて家が建っております。今は草っ原で自己保全という形ですので、問題ないと思います。

2 1 番 (米山 茂寿君)

6番です。場所は[]を下りてきたところになりますが、親の[]さんの子どもが今アパート暮らしでいるということで、近くに住んだらどうかということで住宅のほうを建てるとということで、問題はないかと思えます。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 1 番 (西村 功君)

3番ですけども、先ほどの4条との関係がいま一つよくわからないんですけども、結果的には、これ共有になるっていうことで、共有になるっていうことになると、備考欄に、何ていうか、持ち分とか何か出てこないか、何か全部移っちゃうような感じに読み取れるんですけども。

主 任 (出口 大悟君)

すみません。ちょっと、こちらのほうでも、その持ち分の比率といいますか、確認しておりませんでしたので、ちょっと必要になるかどうかも含めまして確認したいと思いますので、ちょっとまた後ほど、また後日、御報告をさせていただくという形でお願いしたいと思います。

1 1 番 (西村 功君)

いずれにしても、4条と5条を合わせて共有でっていうことなんですかね。

内容的には。

主任 (出口 大悟君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
西村委員さん、後で報告するというのでよろしいですか。

11番 (西村 功君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 25 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
についてを議題といたします。
事務局から説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 12 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明をし、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表をごらんください。
まず公告年月日ですが、平成 30 年 6 月 1 日となります。
期間の終期であります、契約期間が 10 年の田んぼが 5,950 m²、合計も 5,950 m²となります。
貸し手が 2 で、借り手は農業開発公社のため 1 となります。
13 ページが利用権設定をする各筆明細となっており、2 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 2 筆を貸し付けることとなります。
権利の種類につきましては使用貸借と賃貸借とありますので、御確認をお願いいたします。
以上 2 件 2 筆について御審議をお願いし、審査、決議の対象ではありませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、14 ページの利用配分計画にある担い手

へ記載の内容で貸し付け予定でありますので、御確認をお願いいたします。
以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 26 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書 15 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日であります、平成 30 年 6 月 1 日付の公告でございます。

期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが 1 万 5,378 m²、畑が 155 m²、合計で 1 万 5,533 m²でございます。

貸し手が 8、借り手が 6 でございます。

(2)(3) 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、16 ページから 17 ページまでに個別の詳細が載っております。始期につきましてはすべて平成 30 年 6 月 1 日からということになっております。

権利等の内容につきましては御確認をください。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

16 ページ 17 ページにそれぞれの担当地区の皆さんの明細が出ていますので、目通しをしてください。

〔黙読〕

会 長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

会長 [「はい」と呼ぶ者あり]
(堺澤 豊君)
それでは質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

会長 [「なし」と呼ぶ者あり]
(堺澤 豊君)
なければ、議案第 27 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 28 号 現況証明について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書 18 ページをお開きください。
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。
合計 2 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 19 ページ、現況証明－1 で表示した場所になります。
地区については北割 1 区、XXXXXXXXXX の南西 2 筆 74.85 m²になります。
18 ページにお戻りください。
施設等ですけれども、宅地敷地ということで、経過説明でございますが、昭和 2 年以前から住宅敷地の通路として使用しており、提出された土地家屋課税台帳、地元農業委員、事務局で現地を確認済みでございます。
続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 19 ページの現況証明－2 で表示した場所になります。
町 1 区、XXXXXXXXXX の北 1 筆 320 m²になります。
18 ページにお戻りください。
施設等ですけれども、宅地敷地ということで、経過説明でございますが、昭和 39 年以前から宅地として使用しており、提出された土地家屋課税台帳で昭和 39 年に当地に住宅を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みでございます。
以上 2 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)
1 番です。この[]さんは、お父さんの名前になっていますけど、今、実際には息子さんがいろいろ書類を持っていたりしておって、その現地証明の過去の古い写真だとか、そういうものを持ってきまして、これは確かにそういう状況だということがわかりまして、これは問題ないと思います。
それから、2 番目も、このような経過説明が書いてありますけど、そういうような状況で、これも問題はないと思います。
以上です。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

1 1 番 (西村 功君)
1 番の案件ですけど、ちょっと参考までにですが、昭和 2 年っていうのは何で判断されたんでしょうか。

7 番 (齊藤 庄一君)
昭和 2 年ですか。

1 1 番 (西村 功君)
はい。

7 番 (齊藤 庄一君)
これはね、古い何かね、写真とかね、そういうものがやっぱり残っていたみたいで、その道路側から見た写真が何か撮ってあったみたいです。それと、あと当時の公図ですか、それがあったんです。

主 任 (出口 大悟君)
土地家屋課税台帳によりますと、昭和 2 年に住宅のほうを新築しているということが確認できておりますので、そこからも昭和 2 年ということで間違いな
いかなと思われま

会 長 (堺澤 豊君)
西村委員さん、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)
わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 28 号 現況証明については、これを原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 現況証明については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
次に報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用通知について事務局から説明を願います。

主 任 (出口 大悟君)
今回は報告事項が 1 件あります。
20 ページをごらんください。
農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届け出がありましたので御報告をさせていただきます。
場所につきましては、21 ページ左側の報告事項-1 で表示した場所になります。
東伊那区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 306 m²のうち 95.16 m²になります。
20 ページにお戻りください。
届出目的でございますが、農業用倉庫が 1 棟。
内容でございますが、農業用具並びに農機具の管理、保管を行うため農業用倉庫を設置したいというものでございます。
以上、御報告をさせていただきます。

会 長 (堺澤 豊君)
地元委員さんの補足説明をお願いします。

1 番 (小池 慶一君)
報告事項であります。農地法第 4 条の第 1 項の第 8 号に基づいてありますので、特に問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
ただいまの件について質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、報告事項については説明のとおりですので御承知おきください。
以上をもちまして総会に付議された議題についてすべて審議が終了しました。
これにて平成 30 年第 5 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。